

平成27年度

豊橋市国民保護協議会会議録

豊橋市国民保護協議会

1 会議の日時及び場所

(1) 日時 平成28年2月25日(木) 午後2時45分～午後3時10分

(2) 場所 豊橋市役所 第1員会室(西館7階)

2 出席者の職名及び氏名

(1) 会長

豊橋市長 佐原 光一

(1) 委員

現在の委員数 29人

出席者 26人 (うち代理7名) 別紙1出席者名簿参照

欠席者 3人

(2) 事務局出席者

防災危機管理課

課長; 眞崎 唯信 主幹; 白井 住昌 課長補佐; 上杉 裕一 専門員; 河合 孝始

主査; 佐野 真司

担当; 丸田 雅靖、安井 祥哲、清水 健司

3 会議に付した案件及び議事の経過

◇ 案件

1 開会

2 挨拶

3 議題

豊橋市国民保護計画の修正について 【資料1～2、豊橋市国民保護計画(案)】

4 その他

5 閉会

◇ 議事の経過

別紙2議事録参照

4 議決した事項

豊橋市国民保護計画の修正について

平成27年度 豊橋市国民保護協議会 出席者名簿

別紙1

日時：平成28年2月25日(木)午後2時45分

場所：豊橋市役所 第1委員会室

会長 豊橋市長 佐原光一

(敬称略)

	機 関 名	職 名	氏 名	備 考	代 理 者	
1	第四管区海上保安本部三河海上保安署	署 長	中 村 泰 則			
2	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事 務 所 長	関 健 太 郎			
3	陸上自衛隊第10特科連隊	第 2 大 隊 長	野 宮 真 一	(代理)	第3中隊長	成 田 憲 吾
4	愛知県東三河総局	総 局 長	長 谷 川 洋			
5	愛知県東三河建設事務所	所 長	山 口 豊			
6	愛知県東三河農林水産事務所	所 長	土 方 英 二			
7	愛知県三河港務所	所 長	佐 守 真 人			
8	愛知県豊橋警察署	署 長	山 口 勝 弘	(代理)	警備課長	星 野 宏 和
9	西日本電信電話株式会社名古屋支店	設備部 東三河フィールドサービスセンター長	豊 田 敬 一	(代理)	東三河フィールドサービスセンター 宅内担当課長	近 藤 雅 人
10	中部電力株式会社豊橋営業所	所 長	伊 藤 芳 幸	(代理)	総務グループ 課長	刑 部 光 弘
11	中部ガス株式会社	豊橋支店 取締役支店長	山 田 佳 弘	(代理)	豊橋支店管理グループ 管理チーム安全管理担当	坂 口 直 生
12	豊橋鉄道株式会社	代 表 取 締 役 社 長	伊 藤 正 雄	(代理)	取締役鉄道部長	柴 田 良 昭
13	豊橋陸運協会	会 長	石 川 昌 義	(欠席)		
14	株式会社東愛知新聞社	代 表 取 締 役 社 長	藤 村 正 人	(欠席)		
15	豊橋市議会	議 長	古 関 充 宏			
16	豊橋市議会	総務委員会委員長	小 原 昌 子			
17	豊橋市医師会	会 長	権 田 隆 実			
18	豊橋市自治連合会	副 会 長	山 本 和 男	(欠席)		
19	豊橋市消防団	団 長	松 下 直 弘			
20	豊橋市女性防火クラブ連絡協議会	会 長	柴 田 知 美			
21	豊橋女性団体連絡会	会 長	藤 城 ひ ろ み			
22	豊橋市	副 市 長	堀 内 一 孝			
23	豊橋市	副 市 長	木 村 邦 久			
24	豊橋市	教 育 長	加 藤 正 俊	(代理)	教育部 次長	金 子 尚 央
25	豊橋市	危 機 管 理 監	齋 藤 誠 一			
26	豊橋市	総 務 部 長	野 尻 典 夫			
27	豊橋市	福 祉 部 長	河 合 亮 二			
28	豊橋市	上 下 水 道 局 長	渡 辺 明 則			
29	豊橋市	消 防 長	山 田 淳			

議事の経過

1 開会

- ① 事前及び当日に配布した資料を確認する。（防災危機管理課 白井主幹）
- ② 豊橋市国民保護協議会条例第4条第2項の規定に基づき、委員総数が過半数に達していることに伴い、会議の成立を説明する。（防災危機管理課 白井主幹）
- ③ 豊橋市国民保護協議会条例第4条第1項の規定に基づき、会議の進行を会長である豊橋市長に依頼する。（防災危機管理課 白井主幹）

2 挨拶

- ① 本日の国民保護協議会の内容に関して説明する。（豊橋市長 佐原光一）
- ② 豊橋市国民保護協議会運営要綱第6条第3項の規定に基づき、本日の会議録に署名する委員を、豊橋市女性防火クラブ連絡協議会の柴田委員と総務部長の野尻委員を指名する。

3 議題

豊橋市国民保護計画の修正について

- ① 豊橋市国民保護計画の修正について事務局から説明（防災危機管理課 眞崎課長）

議題について、次の要旨で説明がなされた。

主な変更内容は3点。

1 通信の確保、警報及び避難に関する変更

- (1) 非常通信の確保のため、高度情報通信ネットワークシステム等を活用する旨を記載する。また、迅速かつ確実な伝達のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を的確に活用する旨を記載する。
- (2) J-ALERTにより警報が送信された場合、防災行政無線等を活用して迅速に住民へ伝達する旨を記載する。
- (3) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設の特性に応じ、施設滞在者への避難等の措置が円滑にできるよう必要な対策をとる旨を記載する。
- (4) 避難住民の運送が必要な場合、運送事業者への要請に当っては、安全が確保されていることを確認するとともに、武力攻撃の状況についての必要な情報提供を行う旨を記載する。

- (5) 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項について記載する。
- (6) 住民に退避の指示を行う場合、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への避難」を指示する旨を記載する。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

弾道ミサイル攻撃や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める旨を記載する。

3 汚染原因に応じた対応（生物剤による攻撃の場合）に関する変更

生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした感染源及び汚染地域への作業に協力する旨を記載する。

その他、軽微な変更内容として、統計データ類の更新、所管や組織の変更、用語の整理等について、説明がなされた。

②委員に対し質疑等の確認（豊橋市長 佐原光一）

③質疑等なく、原案通り決定

4 その他

①その他意見等を伺う（豊橋市長 佐原光一）

②意見等なし

5 閉会

議題、その他の終了及び会議の閉会を告げる（豊橋市長 佐原光一）